

小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例

(目的等)

第1条 この条例は、自転車等の放置の防止等に関し必要な事項を定めることにより、交通の円滑化及び都市の美観の維持を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

2 放置された自転車等の撤去について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 市が所有し、又は管理する道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所（自転車等駐車場を除く。）をいう。
- (5) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (6) 放置 公共の場所において、自転車等が置かれ、かつ、その利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、道路管理者、警察その他関係機関との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止の施策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者等の責務)

第5条 利用者等は、自転車等を放置することにより市民の良好な生活環

境を阻害してはならない。

2 利用者等は、自転車について、住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

3 利用者等は、自転車等を駐車するときは、施錠をする等盗難防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車の購入者に対し、当該自転車について、住所及び氏名を明記することを勧奨するよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置された自転車等に対する措置)

第9条 市長は、自転車等が放置されていることにより良好な生活環境が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を適切な場所に移動させるよう必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により指導したにもかかわらず、自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、災害、通行困難等のためやむを得ないと認めるときは、その放置されている自転車等を直ちに撤去することができる。

4 市長は、前2項の規定により自転車等を撤去する際、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物等にチェーン、ワイヤー錠等(以下

「チェーン等」という。)によりつながれている場合において、当該チェーン等を切断しなければ撤去することが困難であるときは、当該チェーン等を切断することができる。

- 5 前各項の規定は、市が設置する自転車等駐車場において、長期間利用されていない自転車等がある場合に準用する。

(撤去した自転車等に対する措置)

第10条 市長は、前条第2項、第3項及び第5項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等をあらかじめ定めた場所において保管するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、規則で定める期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合は、当該自転車等を廃棄等の処分をすることができる。

- 4 市長は、前条第2項、第3項及び第5項の規定により撤去した自転車等が明らかに自転車等としての機能を喪失していると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに当該自転車等を廃棄等の処分をすることができる。

(市営自転車等駐車場の設置)

第11条 市は、自転車等の放置を防止し、及び自転車等の駐車秩序を確保するとともに、利用者等の利便の向上を図るため、小牧市市営自転車等駐車場(以下「市営自転車等駐車場」という。)を設置する。

- 2 市営自転車等駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(禁止行為)

第12条 市営自転車等駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 市営自転車等駐車場の施設及び他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) みだりに火気を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認めるとき。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市営自転車等駐車場の利用を制限することができる。

(1) 市営自転車等駐車場の収容能力を超えると認めたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が市営自転車等駐車場の管理上必要があると認めたとき。

(利用の休止)

第14条 市長は、市営自転車等駐車場の整備工事その他の理由により必要があると認めるときは、市営自転車等駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(使用料)

第15条 市営自転車等駐車場の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により市営自転車等駐車場の施設その他の物件をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(免責)

第17条 市営自転車等駐車場内において、地震、火災その他の災害、盗難、接触その他の事故等市の責めに帰することのできない事由により、市営自転車等駐車場を利用する者に損害が生じた場合においては、市は、その責めを負わないものとする。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条から第17条までの規定は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|-------------------|
| 桜井バス停自転車等駐車場 | 小牧市大字北外山775番地7 |
| 間内駅自転車等駐車場 | 小牧市大字北外山1554番地 |
| 小牧口駅自転車等駐車場 | 小牧市大字北外山1894番地3 |
| 小牧原駅自転車等駐車場 | 小牧市大字小牧原新田1915番地3 |
| 小牧駅南自転車等駐車場 | 小牧市中央一丁目482番地 |
| 小牧駅北自転車等駐車場 | 小牧市中央一丁目482番地 |
| 東田中自転車等駐車場 | 小牧市大字東田中2403番地3先 |
| 味岡駅自転車等駐車場 | 小牧市大字岩崎22番地1 |
| 田県神社前駅自転車等駐車場 | 小牧市大字久保一色991番地5 |
| 上末自転車等駐車場 | 小牧市大字上末752番地2 |